

# 山梨県立大学看護学部・看護学研究科研究ジャーナル投稿要項

(令和3年3月10日制定 看護 第4302-2号)

## 1. 趣旨

山梨県立大学看護学部・看護学研究科研究ジャーナル(以下「ジャーナル」という)は、山梨県立大学看護学部(以下「看護学部」という)及び山梨県立大学大学院看護学研究科(以下「看護学研究科」という)において、研究業績を発表する学術論文集である。看護学・健康科学を中心として、広くこれらに関わる専門領域における研究活動や実践の成果を発表し交流を図ることを通して、地域の人々の健康に貢献することを目的とする。

## 2. 編集及び発行

ジャーナルの編集は、看護学部図書・ジャーナル編集委員会(以下「編集委員会」という)が行い、年1回定期的に発行することを原則とする。ただし、特別に必要があると編集委員会が認めた時は、看護学部教授会及び研究科委員会の議を経て、臨時に発行することができる。

## 3. 投稿者の資格

山梨県立大学看護学部・看護学研究科研究ジャーナル(以下「ジャーナル」という)への投稿資格者は次の通りとする。

- 1) 看護学部及び看護学研究科に在籍する専任教員
- 2) 看護学部及び看護学研究科の専任教員を含む共同研究者
- 3) 看護学研究科在学者及び修了者
- 4) 看護学部及び看護学研究科の名誉教授及び特任教員
- 5) 看護学部及び看護学研究科の臨床教授・准教授・講師
- 6) その他編集委員会が投稿を依頼した者

## 4. 原稿の種別

原稿の種別は、総説・原著・報告・資料・その他であり、内容は次の通りである。

- 1) 総説:特定のテーマについて、多面的に知見を集め、また文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説し考察したもの
- 2) 原著:研究が独創的で新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの
- 3) 報告:研究的意義があり、主題に沿って系統的に述べられており、有用な知見を提起するもの
- 4) 資料:有用な調査データや文献検討により、研究や実践活動の参考となり、公表の価値があると認められるもの
- 5) その他:看護学部及び看護学研究科に関連する話題、意見、論考等で、編集委員会が適当と認めたもの

## 5. 研究倫理

- 1) 投稿原稿及びその元になった研究においては、「ヘルシンキ宣言」及び、「看護者の倫理綱

領」並びに、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に沿って、倫理的配慮の基に適正に遂行されていること。

- 2) 人及び動物が対象である研究は、研究者が所属する施設の倫理審査委員会の承認を得た上で、具体的な倫理的配慮の内容や研究倫理審査結果(承認番号)が本文中に明記されていること。
- 3) 投稿論文の内容は、他の出版物（国内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものとし、重複投稿は禁止する。インターネット上で全文公開されている内容（機関リポジトリにおける学位論文の全文公開を含む）は、すでに発表されたものとみなす。
- 4) 著者リストは、各自の貢献を正確に反映していかなければならない。投稿論文の著者とは、論文に重要な知的貢献をした者で、研究の着想、デザイン、データの入手、分析、解釈に重要な貢献をした者、あるいは、原稿の作成に関与し、論文の内容について責任を負うことができ、研究への十分な参加をしている者である。資金の獲得、データ収集、研究グループへの部分的な助言のみを行った者は著者にあたらない。
- 5) 投稿原稿及びその元になった研究に関連する利益相反(COI)の有無が本文中に明記されていること。

## 6. 投稿手続

投稿原稿の原本を編集委員会の指定に基づいて、電子データで提出する。  
原稿とともに「投稿票」「論文チェックリスト」を提出すること。

## 7. 原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿の受付日は、電子データ提出日とする。投稿原稿に不備がある場合は、返却して修正を求め、再投稿された日をもって受付日とする。
- 2) 原稿の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。なお、査読はダブル・ブラインド体制(著者には査読者名を知らせないとともに、査読者にも当該論文の著者を知らせない状態で査読を行う方式)で行う。

## 8. 原稿の執筆要領

- 1) 原稿は本文、文献、図表を含めて8,000字以上～20,000字以内とする。なお、図表1枚は刷り上がりの大きさが、A4 1枚相当で1,600字、A4 1/2程度で800字、A4 1/4程度で400字に換算する。
- 2) 原稿テンプレート(A4版横書き、40字×40行)は山梨県立大学ホームページ内の「山梨県立大学看護学部・看護学研究科研究ジャーナル」からダウンロードし、和文または英文で作成する。本文と図表は、それぞれ別ファイルで作成し、最終原稿はMicrosoft Word、Microsoft Excel等のファイルで提出する。
- 3) 原稿には400字以内の和文要旨と原著には200語程度の英文要旨をつける。なお、英文タイトル及び英文要旨は、英文校閲(ネイティブチェック)を受けてから投稿すること。
- 4) 本文中の氏名、所属、倫理審査機関名、謝辞の他、著者を特定することができる事項は伏せて記載する。なお、著者本人の執筆した文献を引用する場合は伏せ字にせず、他の

文献と同様に扱う。また「拙者」「筆者」等とはしない。

- 5) 他者の著作物から文章を引用する場合は、引用文献として著者を明記する。図表の転載、長文の引用、質問紙の使用・転載においては、著者が必要な許可を得たうえで投稿する。
- 6) 文献は文末に一括して記載する(数字及びアルファベットは半角)。なお、文献標記については、以下に例を示すが、各専門分野の慣例に従うこともできる。

【記載様式の例】

① 雑誌掲載論文

著者名(共著者がいる場合は3名まで表記し、それ以上は他とする):論文の表題、掲載雑誌名、巻(号)、最初のページ数-最後のページ数、発行西暦年。

② 単行本

著者名:書名(版数)、ページ数、出版社名、発行西暦年、発行地。

③ 翻訳書

原著者名/訳者名:翻訳書の書名(版数)、ページ数、出版社名、発行西暦年、発行地。

④ 電子文献

著者名:タイトル、入手年月日、URL。

9. 著作権

ジャーナルに掲載された論文・報告等の著作権(財産権)は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。最終原稿提出時、編集委員会から提示される「著作権譲渡同意書」に著者全員が自筆署名し、原本を提出する。

10. 著者校正

著者校正は、再校までとし、校正段階での原稿内容の変更・追加・削除は不可とする。

11. 著者が負担すべき費用

白黒印刷を基本として掲載料は原則として無料とするが、図表等で印刷上、特別に要した費用や校正時の郵送料は著者負担とする。別刷は全て実費を著者が負担する。

12. 原稿の電子化による公開

掲載された原稿は全て電子化し、山梨県立大学ホームページ「山梨県立大学看護学部・看護学研究科研究ジャーナル」及び「山梨県立大学学術機関リポジトリ」において公開する。

13. 要項の改正

この要項の改正は、編集委員会の議を経て、看護学部教授会及び研究科委員会で決定する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。